



平成24年8月3日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成24年6月8日から7月23日にかけて一連の気象現象としての梅雨前線及び台風4号により九州地方を中心に全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、7月31日の閣議において決定され、本日（8月3日）公布・施行されました。

### I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法5条)  
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助をかさ上げします(過去5ヵ年※H18~H22の補助率かさ上げ実績 83%→92%)。
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法6条)  
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助をかさ上げします(一般災害20%→最高90%)。
- (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法24条2項~4項)  
農地等に係る災害復旧事業で、暫定法適用以外の小災害の復旧事業費に充てるために発行された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

熊本県阿蘇市の区域を対象として、次の措置が適用されます。

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法12条)  
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(法13条)  
同法に基づく設備導入資金の既往貸付金に係る償還期間が2年を超えない範囲で延長できます。

### III スケジュール

- ・ 7月31日（火） 閣 議 決 定
- ・ 8月 3日（金） 公 布 ・ 施 行



平成24年8月15日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成24年8月3日に公布・施行された梅雨前線による豪雨等に係る激甚災害指定の政令について、その一部を改正する政令が8月10日に閣議決定され、本日（8月15日）公布・施行されました。

この改正は、上記の激甚災害に適用すべき措置に、全国を対象とした公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を追加するものです。

### I 追加で適用すべき措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）  
公共土木施設の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 公共土木施設等 69%→83%）
- (2) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）  
公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。
- (3) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）  
私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）  
市町村の行う感染症予防事業（消毒、ねずみ駆除等）の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担する。（都道府県 1/3 国 2/3）
- (5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項）  
公共土木施設、公立学校施設に係る災害復旧事業で、負担法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

### II スケジュール

8月10日（金） 閣 議 決 定  
8月15日（水） 公 布 ・ 施 行

平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 ○平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十四年政令第二百八号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>激甚災害</p> <p>平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害</p>	<p>激甚災害</p> <p>平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害</p>
<p>備考          一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。          二 上欄の暴風雨とは、平成二十四年台風第四号によるものをいう。</p>	<p>備考          一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。          二 上欄の暴風雨とは、平成二十四年台風第四号によるものをいう。</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第六条まで、第十四条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに熊本県阿蘇市の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条及び第十三条に規定する措置</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに熊本県阿蘇市の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条及び第十三条に規定する措置</p>

政令第二百八号

平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに熊本県阿蘇市の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条に規定する措置

備考

- 一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。
- 二 上欄の暴風雨とは、平成二十四年台風第四号によるものをいう。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年八月一五日政令第二二四号）

この政令は、公布の日から施行する。